

“The Temporall Obedience to the Civill Magistrate”

——『偽殉教者』におけるダンのジェームズ王擁護について——

高橋正平

I

1605年11月5日、カトリック教の過激派ジェズイットによるジェームズ王朝の転覆を計った「火薬陰謀事件」が発覚した。ジェームズ王は、この事件後「忠誠の誓い」を国内のカトリック教徒に課し、彼らに王への忠誠を誓わせることになる。その結果、この誓いをめぐってジェームズ王側及びカトリック教側から賛否両論が入り乱れ、ジェームズ王支持、反ジェームズ王の書が次々と現れた。ジェームズ王は、「忠誠の誓い」が擁護されることを自著のなかで明言し⁽¹⁾、また教会や大学での昇進の最も確実な方法が「忠誠の誓い」とその弁護者を擁護する書を書くことによることは周知の事実であった⁽²⁾。ダンは、ジェームズ王に自己の存在を訴える絶好のチャンス到来とばかりに「忠誠の誓い」論争に加わり、果敢にもジェームズ王を擁護する書を二冊出版する。1610年の『偽殉教者』(*Pseudo-Martyr*)と翌1611年の『イグナティウスの秘密会議』(*Ignatius His Conclave*)である。前者でダンは、数々の資料と説得性に富む論理の展開によりジェームズの忠誠の誓いを擁護し、後者ではカトリック教徒の過激派ジェズイットの悪の数々、特に「王殺し」を容赦のない風刺で描き、ジェームズ王に自己の存在を強くアピールすることに成功する。これら二冊のうち『偽殉教者』に関しては、それが400ページ近い大著であるためか、これまでダン研究者によってほとんど論じられてきていない。教会法から論じたストラウド(H. C. M. Stroud)の博士論文*John Donne: The Concordia Discordantium in Pseudo-Martyr* (1983)が唯一の研究書であり、他の研究者も『偽殉教者』に部分的に言及はしているものの、真っ向から取り上げていない⁽³⁾。しかし、ダンとジェームズ王との関係を考えると本書は決して無視されえず、むしろ両者の関係、更にジェームズ王朝下の政治的・社会的諸問題を知る上で格好の書となっている。ストラウドによれば、ダンは、『偽殉教者』でジェームズ王によって確立された論争の構成とは無関係に論を進めている⁽⁴⁾。確かにダンは、『偽殉教者』の中ではジェームズ王の書が引きがねとなり、『偽殉教者』を書くに至ったと言いながらも⁽⁵⁾、ジェームズ王の『忠誠の誓い弁明』(*An Apologie for the Oath of Allegiance*, 1607. 以下『弁明』と略記)と『キリスト教君主、自由なる王およ

び国家への警告』(A Premonition to all Christian Monarchs, Free Princes and States, 1609. 以下『警告』と略記), 同じくジェームズ王を擁護したバロー (William Barlow) の『カトリック教徒英国人への回答』(An Answer to a Catholike English-Man, 1609), またバローが反論したジェズイットのパーソンズ (Robert Parsons), にもほとんど触れず, 一見すると「忠誠の誓い」論争には無関係に『偽殉教者』を書いた印象を与える。しかし『偽殉教者』をよく読んでみると, ダンは, それまでの論争の問題点をバローなどよりも十分に知り尽くしたうえで『偽殉教者』を書いていることがわかる。論を進めるにあたり, 最初にジェームズ王の「忠誠の誓い」への態度を論じ, 次にダンがいかにして「忠誠の誓い」を擁護しているかを明らかにしていきたい。

II

ジェームズ王が国内のカトリック教徒に課した「忠誠の誓い」は火薬陰謀事件にその端を発していることから明らかなように, それは過激なジェズイットに向けられていた。国内の安定を維持するために「忠誠の誓い」はジェームズ王にとって不可欠であったが, その最大の論争点は何であったのか⁽⁶⁾。それは, 「忠誠の誓い」がカトリック教と無関係の自然的世俗的君主への市民としての服従であるのか否かであった。時の教皇パウロ五世, 枢機卿ベラルミーノ (Bellarmine), パーソンズ等カトリック側は「忠誠の誓い」をカトリック教徒に禁じ, ジェームズ王との対決姿勢を明確にしたなかで, ダンは国内のカトリック教徒がジェームズ王に対して「忠誠の誓い」をたててもカトリック教徒として何ら問題はないことを『偽殉教者』で強調する。カトリック教徒はジェームズ王に対しては良き臣民となり, ローマ教皇に対しては良きカトリック教徒となりえるのである。それでは両者の主張の相違はどこにあったのか。ジェームズ王によれば, 「忠誠の誓い」は新しい内容の誓いではなく, 神の言葉の保証があり, カトリック教の信仰や救済に触れず, 世俗的君主への単なる「市民としての」「世俗的な」誓いであり, さらに世俗的権威への服従は聖書, 宗教会議, 教父達によって擁護されている。ジェームズ王の『弁明』や『警告』に類出する「市民としての世俗的服従」(civill and temporall Obedience) や「自然な忠誠」(naturall Allegiance) という語句が「忠誠の誓い」論争の中核を表している。「忠誠の誓い」の目的が「良き臣民」(good Subjects), 「市民として従順なカトリック教徒」(the civilly obedient Papists) と「不実な反逆者」(unfaithfull Traitors), 「陰謀の強情な信奉者」(the perverse disciples of the Powder Treason) (p.71) を区別するだけであると考え, 国情の安定を願う王にとって「忠誠の誓い」が教皇権威やカトリック教の教義や信仰に反するというカトリック教側からの批判はあてはまらない。しかしカトリック教側は王の主張とは逆にその誓いが著しくカトリック教を侵害し, カトリック教徒と深く関わることを主張した。教皇パウロ五世は, 「忠誠の誓い」が「カトリック教の信仰と魂の救済」を害

することなしにたてることはできず、「信仰と救済に全く反する多くのこと」が誓いには含まれていると主張する (p.74)。更にはベラルミーノが、「忠誠の誓い」は教皇の権限を侵害すると「忠誠の誓い」を批判し (p.86), 論争の焦が王と教皇の優位争いにまで発展していく。両者の論争の発端はまさしく「忠誠の誓い」がカトリック教に触れるか否かであった。つまり言葉を変えて言えば「忠誠の誓い」が「世俗的」か「靈的」かであった。ジェームズ王は、「忠誠の誓い」が俗事における王への市民としての服従を要求するだけで、靈的問題において教皇主権にはいささかも触れず、「忠誠の誓い」がカトリック教とは無縁であることを強調する。

Can there be one word found in all that Oath, tending or sounding to matter of religion? Doeth he that taketh it, promise there to beleieve, or not to beleieve any article of Religion? Or doeth hee so much as name a trew or false Church there? And as for Saint Peter's Primacie, I know of no Apostles name that is therein named, ... (p.91)

ジェームズ王が主張したかったことは、「忠誠の誓い」が(1)自然な君主への臣民による市民的・世俗的服従に干渉するだけであること、(2)君主の俗権へのパウロ五世の介入は聖書、古代宗教会議、教父の規則に反していること、の二点であった (p.116)。このうち(1)に関しては、ジェームズ王は『弁明』と『警告』ではただ「忠誠の誓い」が市民に関わり、世俗的であると言うだけで、その論証は行っていない。これはジェームズ王の王観と関わり、ジェームズ王が君主と臣民との相互義務について論じた『自由王国の真の法：自由なる王と自然的臣民との相互互惠的義務』(*The Trew Law of Free Monarchies : Or The Reciproock and Mutuall Dutie Betwixt a Free King and his Naturall Subjects*, 1598) から明らかになる問題である⁽⁷⁾。そこでジェームズ王は王への臣民の義務、服従、反逆について論じている。ジェームズ王によれば、民衆の王への服従義務は神によって命じられていて、民衆は王をさばき人として恐れ、父として愛し、保護者として王に祈らなければならない。神たる王に民衆は神への涙とすすり泣きによる以外には抵抗できない (p.61)。王権神授説を唱えるジェームズ王にとって、民衆が王に服従することは「自然な」ことで、従って地上における神の代理人たる王への不服従は、神への不服従となる故決して許されえない。王権の神性は旧約(詩編)からも立証され、その絶対性に対して異論を唱えることはできない。歴史的には王の絶対権力はいわゆる征服史観による。スコットランドとイングランドの王は征服によって王国における種々の権利を獲得し、それが絶対的所有権へと至り、かくして領土への領主としての諸権利は全王国の支配者として王に譲渡される。ジェームズ王の考えによれば、この絶対的所有権が絶対権力をもたらすのである。王は全領土の大君主(overlord)であるように、王はそこに住むすべての人の主人となり、すべての人の生死を左右する権力を有する。歴史的に見ると、王は全く自然な存在であり、絶対的権力を有する王への臣民の服従は、子の親への服従と同様に自然なものとなる⁽⁸⁾。ジェーム

ズ王が『弁明』や『警告』で「自然な」君主や服従と言うときの「自然な」の意味は、以上のようなジェームズ王の絶対王権説から理解できる。ジェームズ王にとっては、それ故世俗的君主への自然的服従を要求するだけの「忠誠の誓い」が、カトリック教の信仰と救済とは相反するというローマ側からの反論は理解しがたくなって来る。ジェームズ王は次のように言う。

For how the profession of the naturall Allegiance of Subjects to their Prince can be directly opposite to the faith and salvation of soules, is so farre beyond my simple reading in Divinitie, as I must thinke it a strange and new Assertion, to proceed out of the mouth of that pretended generall Pastor of all Christian soules. (p.77)

世俗的服従が信仰や魂の救済に反するという考えは、キリスト教会ではこれまで聞かれたことも読まれたこともないと「忠誠の誓い」の正当性を訴える。

And I ever held it for an infallible Maxime in Divinitie, that temporall obedience to a temporall Magistrate, did nothing repugne to matters of faith or salvation of soules: But that ever temporall obedience was against faith and salvation of soules, as in this *Breve* [of Paul V] is alledged, was never before heard nor read of in the Christian Church. (p.79)

ジェームズ王は、終始「忠誠の誓い」がカトリック教には抵触しないと主張する。そもそも王の誓いへの不服従や忠誠の欠如は聖書で認められてはいない⁽⁹⁾。ジェームズ王の主張は絶対王権・王権神授説によっているのです、王の反論を完全に覆すには、その王権神授説をまず覆さなければならない⁽¹⁰⁾。そうでなければ両者の論争は平行線をたどるだけである。

ところで「忠誠の誓い」でカトリック側がカトリック教の信仰と魂の救済に反し、教皇権限が侵害されていると反論した根拠は次の一節であった。

And I doe further sweare, That I doe from my heart abhorre, detest and abjureas impious and hereticall, this damnable doctrine and position, that Princes which be excommunicated or deprived by the *Pope*, may be deposed or murdered by their Subjects or any other whatsoever. (p.74)

「忠誠の誓い」をたてるカトリック教徒は、教皇によって破門・追放された王の廃位・殺害を否認しなければならず、それは自ずと教皇の破門・廃位権の否認を意味する。これは教皇及びカトリック教の否定へと通ずるカトリック教徒にとっては重大な問題であり、受け入れ難い誓いとなる。「忠誠の誓い」論争は表面的には教皇の廃位権に関わっているが、しかしその背後には教皇と王はどちらが優位を占めるのかという権力争いにまでいきつく大きな問題をも含んでいる⁽¹¹⁾。これが上記の(2)と関わってくる問題で、ジェームズ王は『警告』で次のように述べる。

Yee shall first see how farre other Godly and Christian *Emperours* and *Kings* were from acknowledging the Popes temporall *Supremacie* over them; nay, have created, controlled and deposed Popes: and next, what a number of my *Predecessor* in this Kingdome have at all occasions, even in the times of the greatest Greatnesse of Popes, resisted and plainly withstood them in this point. (p.118)

この文章でジェームズ王は、キリスト教の諸王が教皇の俗事上の優位を認めず、それどころか逆に教皇をいかに作り廃位させたか、そしてイギリスにおいては、ジェームズ王の前任者が教皇の俗権に抵抗したことに言及し、教皇の俗権を強く否定している。ジェームズ王の反論の根拠は、聖書と歴史であり、ここでは歴史的事実から教皇の俗権には先例がないと述べている。

III

ところで、カトリック側は「忠誠の誓い」が宗教に関わると反論し、他方ジェームズ王はそれを否定する。論争に加担する者も同じパターンをたどり、両者とも平行線を歩むだけである。このような論争に参加したダンは、いかにしてそのディレンマを打破し、カトリック教徒を説得せしめるのか。当然のことながら、ジェームズ王擁護派は最初に「忠誠の誓い」は、「市民に関わる」「世俗的な」性格を有し、教皇やカトリック教の教義と信仰には無関係であるとのジェームズ王の主張を反論の第一前提としなければならない。ダン は、ジェームズ王の主張に沿って「忠誠の誓い」の目的が「市民としての服従に好意を抱いている人たち」(such as are well affected in Civill Obedience)と「すでに反逆的な不実な気質をもっている他の人たち」(others which...have a rebellious and trecherous disposition already) (p.244) を、更には、「反逆となって吹き出た毒で腐敗した人たち」(those which were corrupted with the poyson which broke out in those Treasons)と「王と英国の平和に対しより良い気性とより従順な感情を抱いているカトリック教徒たち」(Catholickes of better temper and more duetifull affections towards him [the King], and our Peace) (p.223) を区別することや、「自然で、市民としての服従の健全性」(the integrity of their naturall and civil obedience) を誰が維持するのかを見つけることにあると述べ (p.354)、ジェームズ王の誓いが「市民的」で「世俗的」であることに触れ、ジェームズ王の意図と合致する発言をしている。しかし、ダンはまだこれだけで終わるのではない。ダンは何ぞ「忠誠の誓い」が必要なのか、なぜカトリック教徒が「忠誠の誓い」を受け入れなければならないか、「忠誠の誓い」には教皇の霊権に触れる点があるのか、教皇に俗権は存在するのか、良心に反するのか、こうした問題を問いだす。ダンは何ぞカトリック教徒の「忠誠の誓い」への反論には十分な根拠がなく、逆に彼らの反論方法を利用し、「忠誠の誓い」を擁護する。ダンは何ぞ、ジェームズ王の「忠誠の誓い」に関して当面の論争

点のみならず、ジェームズ王朝存続に欠かせない問題点をも扱い、王を擁護しようとする。王への服従と個人の良心を扱った第6章、第8章と「忠誠の誓い」と教皇の霊権の関係を論じた第12章がこれらの問題点を解明してくれる。これらの章を検討しながら、いかにしてダンが「忠誠の誓い」に反対するカトリック教徒を説得しているかを以下に見てみたい。

王への服従問題は単に「忠誠の誓い」と関わるだけでなく、ジェームズ王の政治思想の根幹に触れるものである。この問題は第6章と8章論じられているが、ダンは権力と服従という問題を扱うさいにジェームズ王を十分意識していたことは疑いえない。なぜならばこの問題はジェームズ王の王権神授説と密接に関わり、ダンはそれを直接擁護しているからである。王権神授説による王権の絶対化は教皇権力の介入阻止へとつながる。ダンは王への服従をどのようにとらえているのか。ローマ側の教皇への服従がカトリック教徒をジェームズ王から離反させ、ジェームズ王に対して不服従の立場を取るのに反し、ジェームズ王への服従は、神から与えられた王権への服従であり、しかもそれは神によって「自然」と「理性」に刻み込まれている疑問の余地のないことである。そして神から付与された王権に最適の支配形態は絶対王政である、と次のように言う。

...*God hath Immediately imprinted in mans Nature and Reason, to be subject to a power immediately infus'd from him; and that hee hath enlightened our Nature and Reason, to digest and prepare such a forme, as may bee aptest to doe those things... which are, to conserve us in Peace and Religion:* (p.168)

なぜ絶対王政が王権にとって最適の支配形態かと言えば、それが人々を「平和と宗教」において保護してくれるからである。そしてそのような権力への服従義務を「自然」によって知るとさえ言う。これからもダンが服従という問題を国家の秩序維持という観点からとらえていることがわかる。更に王権への服従は、ロマ書の「すべての人は上に立つ権威に従うべきである」からも明白で、教父たちの解釈によれば、使徒パウロはこの一節で教会権力よりも王権について語っている (p.225)。ダンからすれば、王への服従は「自然」「聖書」「歴史」から正当化され、それに異論を唱えることはできない。

Now, in a man, in whom there are all these just *prejudices* and *prescriptions*, That *Nature* teaches him to [o] bey him that can preserve him, That the *Scriptures* provoke him to this obedience, That the *Fathers* interpret these *Scriptures* of *Regall power*, That subsequents acts, and *Experience* teaches, *Regall power* to be sufficient for that end; (p.240)

ダンの王への服従観はその背後にジェームズ王の王権神授説を考慮にいれたものであり、ジェームズ王の存在を十分に意識した発言である。

王への服従が「自然」「聖書」「歴史」から保証され、それが最終的には国家秩序をもたらすとすれば、ジェームズ王への服従を要求する「忠誠の誓い」も当然のことながら、ジェームズ王朝維持と密接に関わり、ジェームズ王朝を脅かすカトリック教徒、とりわけジェズ

イットが誓いの対象となってくる。「忠誠の誓い」をなぜカトリック教徒が受け入れなければならないかという問題は、上記の服従とも連結する問題でもあるが、これにはジェームズ王朝が当時直面していた社会的・政治的問題が色濃く反映されている。「忠誠の誓い」が必要なのはジェームズ王朝及び英国を維持するためである。ダンは「忠誠の誓い」を宗教的よりも政治的な次元からとらえ、国家が国内外からの攻撃によりその秩序が乱されるときには、新しい誓いが必要で、国民は国家の平和と平静の維持義務があるという。周知のように、17世紀前半のジェームズ王朝は国内外からピューリタン及びカトリック教徒からの攻撃を受けていた。特に後者の過激な一派であるジェズイットは、教皇への徹底した服従から英国のみならずヨーロッパ諸国において、その過激な理論の実践により各国の君主から恐怖的となっていた。このような国家を不安に陥れる者に対抗するためには誓いが必要で、その誓いを盾に国家反逆者を占め出すことが不可欠であった。ダンがジェームズ王に対する最大の敵と見なしたジェズイットは『偽殉教者』第4章でその過激性のゆえに批判されているが、「こうかつな」「危険な」(p.354) 彼らの書は国家問題や道德神学を扱い、「反逆的扇動的な警句」で満ち、君主の威厳を落とすことだけを目的とする(p.344)。ジェズイットの反君主性は1611年の『イグナティウスの秘密会議』の重要なテーマであるが、ここでもダンもジェズイットの反君主度に言及する。彼らの反君主理論の実践が火薬陰謀事件という不敬と非人道的行為の象徴ともいうべく反逆となって現実に生じたときに、王を守るためにカトリック教徒の自然な市民としての服従に誰が同意するのかを見つけるためには誓いが必要欠くべからざるものである。あらゆる敵から王を守ることは、「単なる市民としての服従」(meere Civill Obedience) (p.355) のみならず、市民が「自然な義務と生来の服従」(p.356) により宗派を越え「キリスト教国家の平和」(p.366) のために果たさなければならない義務である。ダンも他の箇所でも「平和的に宗教的に生きる」(p.170) とか「平和を享受し、神を崇拜する」(p.171) とか「平和的宗教的平静」(p.171) というような表現を使用しているが、ダンにとって「忠誠の誓い」をたてることは、とりもなおさずジェームズ王朝の維持に寄与することに他ならず、そのような意図をもつ「忠誠の誓い」が「市民的な」「世俗的な」誓いであるとするのはダンにあっては当然の帰結である。

次に問題となってくるのは、「忠誠の誓い」が教皇の霊権 (spiritual power) に触れるかいないかということである。ダンも「忠誠の誓い」が必要とされる国情からしてそれが単に市民として世俗的な誓いであるとの考えから、その誓いが教皇の霊権には触れないことを強調している。ダンも、更に「忠誠の誓い」には「道徳的真理の公言」(p.368) しか含まれないとの観点から次のようにいう。

If therefore the matter of this oath [of Allegiance] be so evident, as being Morall, & therefore constant and ever the same, that it can never needs his [Paul V's] judgement,

because it can in no case be sinne, the scruple which some have had, that by denying this power of absolution, his spirituall power is endamaged, is vaine and frivolous. (pp.370-1)

「忠誠の誓い」が道徳的な問題だというのは、王を敵から守り国家の安定を望むことと関係してくることで、それはあらゆる人間にとって永遠に変わることがないということの意味する。王を敵から守り国家の安定を誓う「忠誠の誓い」は、個人の道徳に関わる誓いで、教皇が干渉する余地はない。それは個人が自己の意思に従って決定しなければならない誓いであり、教皇の赦免とは関係がなく、第三者からの命令によって左右されることはない。このように、ダンは「忠誠の誓い」を個人が自らたてなければならない道徳的な問題とすることによって、教皇の霊権には全く触れないと反論する。

ダンは以上のように服従、「忠誠の誓い」の必要性、その教皇霊権との関係を扱い、「忠誠の誓い」の安全性を説いているが、それでもカトリック側は教皇の俗権を盾に誓いに介入し、カトリック教徒にそれを禁じようとする。「忠誠の誓い」を機に浮上してきた厄介な教皇の俗権問題は、ジェームズ王も扱っていた問題の一つであるが、英国及びジェームズ王への教皇の介入を拒否するためにはどうしても教皇の俗権を否定しなければならなくなってくる。

「忠誠の誓い」が市民としての俗事に関わる誓いであるとするれば、これに介入するローマ教皇は霊権ではなく当然のことながら俗権を行使することになる。この点に関して聖書からも過去の歴史からも教皇の俗権は論証されないというのがダンの一貫した見解であった。ダンは、教皇が教皇としての領域にとどまり、王の俗事に干渉しない限りは教皇の霊権は認めるが (p.362)、「教皇の王廃位権」(p.362)を受け入れることはできない。『偽殉教者』の序文でダンは、教皇にそもそも俗権が存在したかは疑問で、いかにその権力が教皇に入ったのか、いかにそれを教皇は行使するのかは、カトリック側からも説明はできないと説き、更にいつのまにかそれが信仰問題となってしまったと教皇の「有毒な教義」を批判している。他方カトリック側は教皇の俗権擁護として教皇の霊権が満ち、完全になれば教皇には俗権が生じると主張したがダンからすればそのような見解は「腹部膨張か偽妊娠」ともいうべく詭弁である (p.365)。更に論争における権威の一つである聖書からも教皇の王廃位は認められないと、ダンは次のようにいう。

Nor doe they [Popes] for this *Timpany*, or *false conception*, by which *spirituall* power is blowne up and swelled with *temporall*, pretend any place of *Scripture*, or make it so much as the putative father thereof. For they doe not say, that any place of *Scripture* doth by the literall sense thereof, immediatly beget in us, this knowledge, *That the Pope may depose a Prince*, but all their arguments are drawne from naturall *reason*, and *discourse*, and *conveniencie*. (p.365)

聖書に先例がないことはこの種の論争では致命的である。カトリック側の論拠が「自然理性、推論、便宜」に由来するということは、彼らの主張は聖書からも歴史からも正当化されえず、ただ彼らに都合よく解釈しているにすぎないことを意味する。ダンは更に反論するカトリック側の権威者の言葉を逆に利用することによって教皇の俗権に批判を加える。その一つは、ジェズイットの神学者アゾリウス (Azorius) が主張するところの教皇は聖書や教会法の上位にあるが、それらを見做して行動することを自然法が禁じているという考えであり (p.365)、もう一つは同じくジェズイットのカーボ (Carbo) の「思索的疑念」 (speculative doubt) である。カトリック側がいうには、「忠誠の誓い」のなかで最もカトリック教に触れると考えた教皇の王廃位権に関して、いかなる権力によって教皇が王を廃位できるかは決して信仰箇条に関わる問題ではなく、無知な人々にとってはそれは「思索的疑念」 (p.367) である。従って、カトリック教徒は安全に「忠誠の誓い」をたてることができるし、たてるべきである。なぜなら思索のなかに疑念がある場合、それにそむいて行動しようとも罪とはならないからである。この場合は教皇が俗権を有するのかは疑わしいから、教皇に背いて王の誓いをたてても罪とはならないという論法である。そして一方が確かで他方が疑わしいときに、人は確実な側を離れて疑わしい側に固執することはできない。ダンもカーボのこのような考えを「忠誠の誓い」に適應する。つまり「忠誠の誓い」にあって確実なことは、「すべての人は君主を擁護すべきである」ことであり、疑わしいことは「王への戦いが正当であるか」である。王を敵から擁護すべきという自然な真理に反し、存在もしない教皇の俗権を主張し、王への不服従に固執することは「自然」に反することとなる。君主への服従は臣民にとっては自然な義務であり、それは聖書、教父、歴史からも明確なことであるが、王廃位という聖書、教父、歴史からも裏付けのない疑わしい問題にカトリック教徒は拘束される必要はない。彼らはただ市民としての確かな王への服従に専念すればよいのである。そしてその服従が国家の平和に至るとすれば、王への服従が否定されることがありえない。ダンも「忠誠の誓い」を擁護する際にカトリック側の神学者の考えを逆に利用して「忠誠の誓い」に対して戸惑いを見せているカトリック教徒を説得しようとするしたたかさを示している。

IV

1608年、一人のジェズイットは、もし「忠誠の誓い」に従えば助命するというジェームズ王の寛大な申し出を拒否し、死を選んだ。「忠誠の誓い」拒否の理由として彼は次のように述べた。「もし「忠誠の誓い」で述べられている主張が非常に疑わしく、議論の余地があれば、どうして私は、そのような疑わしい誓いに良心に顧みて誓うことができようか。私に千の命があろうとも、私は誓いはたてない。この新しい誓いは、忠誠とはまったく無関係の内容を含んでいる。私の考えでは、いかなるカトリック教徒も良心にやましさをし

で「忠誠の誓い」をたてることはできない。」⁽¹²⁾何が彼に「忠誠の誓い」よりも死を選ばせたのかと言え、ば、「忠誠の誓い」が「疑わしく」「議論の余地」があったからに他ならない。ダンの『偽殉教者』での意図は誰の眼から見ても明らかであった。なぜなら「忠誠の誓い」が「疑わしく」「議論の余地」があるがゆえに頑なに死を賭してまでも拒否の姿勢を貫こうとするカトリック教徒をいかにして受諾へと説得するかがダンに課せられた任務であったからである。そしてダンは、その任務を見事に果たし、「忠誠の誓い」から疑問を取り除き、「忠誠の誓い」を議論の入る余地のないようにしてしまう。これまで見てきたように、ダンには誓いの必要性、王への服従、誓いと教皇の霊権の関係、教皇の俗権、といった論争の核心を的確にとらえ、誓いの市民性・世俗性をカトリック教徒に訴え、更にはカトリック側の神学者の理論を巧みに利用し、カトリック教徒でも安全にジェームズ王への誓いをたてることができるとの結論に至る。ダンにはジェームズ王が扱ったと同じ問題点だけではなく、ジェームズ王の意向を十分に汲みとり、ジェームズ王が取り上げなかった問題点をも併せて論じ、ジェームズ王朝擁護の強力な代弁者となる。バーローのジェームズ王擁護は単にジェームズ王への追従だけが目立ち、ダンもそれを批判している。⁽¹³⁾ダンが「忠誠の誓い」論争に関する書にほとんど言及せず、『偽殉教者』が論争とは無縁の書のような印象を与えるのは、バーローを意識してのことであろう。ダンには、バーローと異なり「忠誠の誓い」の根本的な論争点を見抜いていた。ダンがバーローの書に抱いていた不満は、バーローがジェームズ王の王権の神性、服従や王の教皇への優位の問題を深く論じなかったことである。そのようなバーローの欠点を是正するためにダンには、『偽殉教者』でジェームズ王の王権神授説や王の教皇への優位や服従の観点から、より総合的により詳細に「忠誠の誓い」を論じているのである。1610年から1611年にかけての時期はダンがジェームズ王を最も意識した時期であった。ジェームズ王の意図に即し、「忠誠の誓い」の正当性を論じきったダンには、ジェームズ王に『偽殉教者』を献呈しに行ったという。相当の自信があったのだろう。それに呼応するかのごとくジェームズ王はダンに聖職入りを勧める。いかにジェームズ王がダンの書に満足したかは容易に理解できよう。⁽¹⁴⁾以後ダンの王擁護の姿勢は、次第に強まりこそすれ、弱まることは決してなかった。

注

- (1) *The Political Works of James I* ed. C. H. McIlwain (New York: Russell & Russell, 1965) 152. 以下の引用はすべてこの版による。なお本文中の数字はページ数を示す。
- (2) C. H. McIlwain lix.
- (3) H. C. M. Stroud, *John Donne and Gratian: The Concordia Discordantium Canonum in Pseudo-Martyr*. Diss. University of California, 1983)。これ以外に研究書はなく、論文として D. Flynn, "Irony in Donne's *Biathanatos* and *Pseudo-Martyr*," *Recusant History*, 12 (1973): 49-69 と A. Raspa, "Time, History and Typology in John Donne's *Pseudo-Martyr*," *Renaissance and*

“The Temporall Obedience to the Civill Magistrate”

Reformation New series, 9 (1987) : 175-184があるだけである。なお Casuistry の観点から C. W. Slights は『偽殉教者』を論じている (C. W. Slights, *The Casuistical Tradition* [New Jersey: Princeton UP, 1981] 144-9 参照)。

- (4) Stroud 99. Stroud は次のようにいっている。“He [Donne] does not enter fully into one line of exchange, confine himself to answering one book, or concentrate one issue within the controversy.” (98-9) Stroud のいう「ジェームズ王によって確立された構成」とはパウロ五世の二つの教書とベラルミーノの反論を差している。
- (5) John Donne, *Pseudo-Martyr* (New York: Scholars' Facsmiles & Reprints, 1974) . 以下の引用はすべてこの版による。なお本文中の数字はページ数を示す。
- (6) 「忠誠の誓い」論争の背景については, McIlwain lix-lxx, W. K. Jordan, *The Development of Religious Toleration in England: From the Accession of James I to the Convention of the Long Parliament* (1603-1640) (Mass.: Peter Smith, 1965) 76-83, D. H. Wilson, *King James VI & I* (London: Jonathan Cape, 1962) 227-42, R. G. Usher, *The Reconstruction of the English Church* (1910; Michigan: Ann Arbor, 1964) Vol. I. Chap. III 等を参照されたい。
- (7) McIlwain 53-70.
- (8) McIlwain 62-3. なお Wilson, Chap. viii, 大木英夫『ピューリタニズムの倫理思想』(東京:新教出版, 1966) 310-4をも参照。
- (9) McIlwain 99.
- (10) 王権神授説については, J. N. Figgs, *The Divine Right of Kings* (Mass.: Peter Smith, 1970) , J. P. Sommerville, *Politics and Ideology in England 1603-1640* (London and New York: Longman) 9-56, G. Parry, *The Intellectual and Cultural Context of English Literature, 1603-1700* (London and New York: Longman, 1989) 9-27, 212-5, W. H. Greenleaf, “James I and the Divine Right of Kings,” *Political Studies*, 5 (1957) : 36-48 等参照。
- (11) この問題については, T. H. Clancy, *Papist Pamphleteers* (Chicago: Loyola UP, 1964) Chap. iv や T. H. Clancy, “English Catholics and the Papal Deposing Power 1570-1640, Part II, The Stuarts,” *Recusant History*, 7 (1963) : 2-10を参照。
- (12) J. Brodrick, *Robert Bellarmine* (London: The Catholic Book Club, 1961) 275.
- (13) ダンのバーロー批判については, R. C. Bald, *John Donne: A Life* (Oxford: Oxford UP, 1970) 216-8を参照。
- (14) Bald 226-7や J. Carey, *John Donne: Life, Mind & Art* (London: Faber and Faber) 31-2を参照。

“The Temporall Obedience to the Civill Magistrate”

— On John Donne’s Defence of King James I in *Pseudo-Martyr* —

Shohei Takahashi

What shocked King James I in the early years of his reign was the so-called Gunpowder Plot in 1605. This treasonous act was caused by the radical Jesuits and its aim was the murder of King James. After this incident the King imposed the Oath of Allegiance on the Catholics. The oath was intended to distinguish the loyal and disloyal Catholics. The King asserted it was “the temporall obedience to the civill magistrate,” while Pope Paul V condemned it as containing “many things which are flat contrary to Faith and salvation.” John Donne, who wanted state employment, knew this controversy between the King and the Pope and wrote *Pseudo-Martyr*. There have not been many books or research articles examining this book. *John Donne and Gratian: The Concordia Discordantium Canonum in “Pseudo-Martyr,”* Stroud’s Ph.D. dissertation, is the only research which deals exclusively with Donne’s *Pseudo-Martyr*, while others refer to it only in part. When we consider the relationship between the King and Donne, however, *Pseudo-Martyr* is a book which must not be ignored. Rather, it is significant book in helping scholars gain a deeper understanding of the relationship between the two men and of the political and social problems existing during that time under the King.

What Donne discussed in *Pseudo-Martyr* was that the King’s oath didn’t concern the Catholic faith and there would be no problem in taking it. The most controversial point of the oath was whether it was “civill” and “temporall.” Donne does regard the oath as civil and temporal, repeating that it has nothing to do with the Catholic faith, as the King did. Additionally, Donne further discussed why the oath was necessary, why Catholics had to take the oath, whether it infringed the Pope’s spiritual power, and whether the Pope had the temporal power. Further Donne tries to persuade wavering Catholics to take the oath by using some Catholic theologians’ arguments. This article tries to examine these problems and how Donne defends the King.